

久喜市下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則
久喜市下水道事業の財務に関する特例を定める規則（平成29年久喜市規則第
22号）の一部を次のように改正する。

第17条中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」とい
う。）第33条の2」を「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下
「法」という。）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第
67号）第243条の2第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長が事務の性質上領収書を交付し難いと認めた
ときには、領収書の交付を省略することができる。

第87条中「令第21条の15」を「令第21条の14」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。